

福岡県における冬季の節電への取組み
～無理のない節電定着に向けて～
(平成24年度冬季)

平成24年11月13日

福岡県緊急節電対策本部

目 次

はじめに	1
1 今冬の電力需給見通し	2
2 節電の基本方針	3
3 節電の取組み		
(1) 県から九州電力(株)への要請	4
(2) 県自らの取組み	4
(3) 事業者における取組み	8
(4) 県民(家庭)における取組み	12
(5) 県民・事業者への速やかな情報提供	14
(6) 市町村及び県関係団体と連携した取組みの推進	15
(7) 電力供給力確保に向けた取組み	15

はじめに

電力需給のひっ迫が懸念され、数値目標を伴う節電要請がなされた平成23年度冬と平成24年度夏、県では「福岡県節電対策方針」を策定し、県民、事業者の方々と一体となって、節電の取組みを進めてきました。

今夏においては、数値目標を伴う節電要請がなされた上、セーフティネットとして計画停電の準備がなされたところですが、県民、事業者の方々がそれぞれの立場で工夫し、節電に取り組んでいただいた結果、九州電力管内では、数値目標を伴う節電要請期間を通して、気温の影響を除いても、最大電力需要は平成22年に比べ10%程度低く推移し、計画停電の実施も回避することができました。

一方、今冬については、平成24年11月2日に政府（電力需給に関する検討会合、エネルギー・環境会議）が決定した「今冬の電力需給対策について」の中で、九州電力管内について、節電の定着による需要抑制を織り込んだ上で、安定した電力供給に最低限必要な供給予備率を確保できるとして、「数値目標を伴わない節電」の要請がなされたところです。

今冬は、これまでの取組みの成果を踏まえ、エネルギーを効率的に使用し、県民生活や経済活動に無理のない範囲での節電の定着を図っていく必要があると考えています。このため、本県では、県民、事業者、行政が、それぞれの立場で無理のない範囲での節電に取り組めるよう、「福岡県における冬季の節電への取組み～無理のない節電定着に向けて～」をお示しすることにより、各主体の自主的な取組みを促し、県民、事業者の方々と行政が一体となって、県民生活の安定・安全・安心及び県内経済の持続的発展を確保するための取組みを進めてまいります。

1 今冬の電力需給見通し

平成24年11月2日、政府の電力需給に関する検討会合、エネルギー・環境会議において、九州電力管内における今冬の電力需給見通しが示された。

今冬が、昨冬並みの厳寒となることを想定した上で、瞬間的な需要変動に対応するために必要とされる予備率3%以上を確保できる見通しであるが、発電所等の計画外停止が発生するリスクがあり、予断を許さない状況であることを踏まえ、政府からは、「数値目標を伴わない節電」の要請がなされた。

今冬の需給見通しは、需給検証委員会において検証された定着節電分の需要減少を見込んでおり、需要家に対して、節電の確実な実施が要請されている。九州電力管内においては、平成22年度に比べ▲4.5%抑制する定着節電値が一つの目安として示された。

節電要請期間及び時間は、平成24年12月3日～平成25年3月29日（12月31日及び1月2日～4日を除く）の平日8時～21時の間とされた。

□九州電力管内の今冬の電力需給見通しについて

発電端：万kW、%	12月	1月	2月	3月
需 要	1,389	1,537	1,537	1,302
供 給 力	1,432	1,589	1,584	1,432
原子力	0	0	0	0
火 力	1,179	1,256	1,253	1,161
水 力	84	84	83	94
揚 水	123	148	147	153
地熱等	16	16	16	16
電力会社間融通	16	76	76	0
新電力からの受電等	14	9	9	7
供 給 予 備 力	43	52	47	130
(供給予備率)	(3.1)	(3.4)	(3.1)	(10.0)

出典：九州電力（株）資料

※ 電力需要は、定着節電分として昨冬の節電効果の8割程度（一昨年から▲69万kW、▲4.5%）を見込み、昨冬並みの厳寒を想定したもの。

2 節電の基本方針

○目的

電力需給の十分な改善が見込めない状況を踏まえ、県民生活の安定・安全・安心及び県内経済の持続的な発展を確保するため、県民、事業者、行政の各主体がエネルギーを効率的に利用し、家庭生活や経済活動に支障を生じさせることなく節電を定着させることによって、電力需給の安定化を目指す。

○節電推進の目標

数値目標が設定されて行った平成23年度冬及び平成24年度夏の取組みを可能な範囲で継続・推進し、家庭生活や経済活動に無理が生じない範囲での「節電」の定着を図る。但し、被災地や高齢者等の弱者に対して、無理な節電を要請することがないように配慮する。

今冬の節電の目安としては、九州電力管内の定着節電として見込まれている平成22年度比▲4.5%を参考値とする。

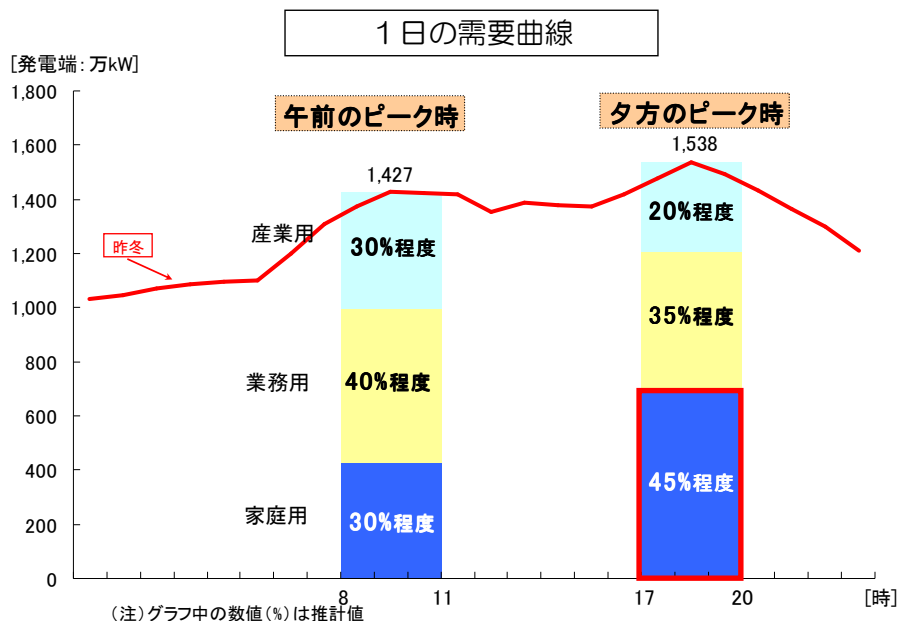
○実施期間

平成24年12月3日～平成25年3月29日(12月31日及び1月2日～4日を除く)の平日8時～21時の間

○冬季の電力需要の特徴

- ・冬季は、暖房の使用量が多くなる午前(8時～11時頃)と照明や家庭用需要の多くなる点灯帯(17～20時頃)に需要のピークが発生。
- ・このうち、夕方の電力需要については、家庭用の割合が大きくなる。

□冬季における電力需要の1日の推移



出典：九州電力(株)資料

3 節電の取組み

(1) 県から九州電力(株)への要請

県から九州電力(株)に対し、以下の項目について要請を行う。

- ・安全性を確保しつつ、発電設備の維持や代替電源の確保や燃料の追加調達などに努め、電力供給の確保に万全を期すこと。
- ・本県への情報連絡を緊密にし、迅速かつ正確な情報交換に万全を期すこと。

(2) 県自らの取組み

平成23年度冬、平成24年度夏の成果を踏まえ、全ての県機関(知事部局、教育庁、警察本部)において、「県民サービスの維持」及び「来庁者、利用者の利便及び職員の健康維持」に支障のない範囲で節電に取り組み、平成24年12月～平成25年3月の電気使用量について、昨年度の実績(平成22年度比マイナス6%)を上回る抑制を図る。

また、発電所の計画外停止や気温の急激な変化による電力需要の増加等により、電力需給がひっ迫する場合においては、予め定めたピークカット対策を県自ら追加実施するとともに、県民、事業者に対し、情報提供を行い、更なる節電の協力を要請する。

□平成23年度冬(平成23年12月から平成24年3月)の県機関における節電実績

	12月	1月	2月	3月	12～3月合計
知事部局 (議会棟含む)	▲9%	▲11%	1%	▲10%	▲7%
行政棟	▲17%	▲18%	▲6%	▲12%	▲13%
行政棟以外	▲6%	▲9%	3%	▲9%	▲6%
教育庁	▲4%	▲8%	7%	▲3%	▲2%
警察	▲11%	▲14%	▲3%	▲8%	▲9%
合計	▲7%	▲11%	2%	▲7%	▲6%

□平成24年度夏(平成24年7月から平成24年9月)の県機関における節電実績

	7月	8月	9月	7～9月合計
知事部局 (議会棟含む)	▲17%	▲20%	▲23%	▲20%
行政棟	▲28%	▲30%	▲33%	▲30%
行政棟以外	▲14%	▲17%	▲20%	▲17%
教育庁	▲5%	▲13%	▲14%	▲11%
警察	▲17%	▲17%	▲21%	▲19%
合計	▲12%	▲16%	▲19%	▲16%

【県自らによる節電の具体的な取組み内容】

○空調管理の徹底

- ・設定温度 18℃を徹底する（執務室で快適に過ごせるよう重ね着などを心がける）。
- ・ブラインドの適切な調整により、暖気を逃がさないようにする。

○エレベータの稼働台数の削減

- ・利用頻度に応じてエレベータの稼働台数を削減する。

□エレベータの稼働台数

※本庁舎行政棟エレベータ（全12台）の稼働台数削減例

8:00 ~ 18:30	稼働台数	8台	(4台×2ヶ所)
18:30 ~ 翌8:00	"	4台	(2台×2ヶ所)

※警察本部庁舎エレベータ（全7台）の稼働台数削減例

7:00 ~ 20:00	稼働台数	5台
20:00 ~ 翌7:00	"	2台

○庁舎・施設内の照明の間引き

- ・「県民サービスの維持」及び「来庁者、利用者の利便及び職員の健康維持」に支障のない範囲での庁内照明の間引きを行う（照度基準 500ルクス維持）。

○冷水器の使用中止・撤去

- ・庁舎内に設置している冷水器について、支障のない範囲で使用中止または撤去する。

○給排気ファンの稼働時間の短縮

- ・庁舎内に設置している給排気ファンの稼働時間を短縮する（間欠運転の実施）。

○昼休みの消灯等の徹底

- ・職員の福利厚生に支障のない範囲で消灯を徹底する。
- ・必要な場合を除いてパソコンのスタンバイモードへの切り替えを徹底する。
- ・必要な場合を除いてコピー機の節電モードへの切り替えを徹底する。

○パソコンの消費電力の削減

- ・席を離れるなどして一定時間パソコンが未使用状態になると、自動的に省電力モードに切り換わるように設定する。
- ・業務や健康に支障のない範囲で、パソコンのディスプレイの輝度を下げる。

○退庁時の待機電力の削減

- ・退庁時は、パソコン、コピー機、電気ポット等の電化製品について、主電源オフやプラグを抜くことにより、待機電力の削減を徹底する。

○時間外勤務縮減の取組み

- ・毎週水曜日の定時退庁日と毎週金曜日の「省エネ・ノー残業デー」の取組みを継続し、時間外勤務の縮減と消灯の取組みを徹底する。業務上、やむを得ず残業する場合も、必要な個所のみ点灯し、部分消灯を徹底する。

○マイボトル運動の推進

- ・電気ポット等の使用を抑制するため、マイボトル運動（水筒、タンブラーなどの飲料容器（マイボトル）を持参する運動）を推進する。

○職員の家庭での省エネ・節電取組みの強化

- ・職員が省エネ・節電宣言を行うなど、率先して家庭における省エネルギー・節電に取り組む。

○県有施設等における再生可能エネルギー導入、省エネ対策の早期実施

- ・県有施設等において、再生可能エネルギー導入、省エネ対策をできる限り早期に実施し、今冬における電力需要抑制に最大限取り組む。

□再生可能エネルギー導入、省エネ対策の早期実施の状況

	当初計画	変更後
総合庁舎照明設備改修工事	平成 24 年 9 月末完了予定	8 月末完了 (工事に停電が必要な一部分は 9 月に完了)
信号機の LED 化	10 月検収開始 ～12 月事業完了	9 月末事業完了
道路照明の LED 化	平成 25 年 3 月末完了予定	平成 24 年 12 月末完了予定
県営公園照明の LED 化	平成 25 年 3 月末完了予定	平成 24 年 12 月末完了予定
県立学校 8 校への 太陽光発電設備導入	平成 25 年 3 月完了予定	平成 25 年 1～3 月末完了予定

○庁舎・施設内の自動販売機や入居売店等への協力要請

- ・自動販売機設置業者や入居売店業者に、営業に支障のない範囲で、省エネルギー・節電に取り組むよう協力を要請する。

○電力需給がひっ迫した場合の県のピークカット対策

政府から需給ひっ迫警報が発令された場合においては、冬のピーク時間帯である 8 時～11 時、17 時～20 時の間において、追加の節電対策を実施する。

・電気ポット等の使用停止

ピーク時間帯（8 時～11 時、17 時～20 時）における電気ポット等の使用を停止する。

・コピー機・プリンターの使用台数の削減

ピーク時間帯（8 時～11 時、17 時～20 時）における執務室のコピー機・プリンターの使用台数を原則 1 台とする

・県有施設の業務実態に応じたピークカット対策の実施

県有施設それぞれの業務実態に応じ、効果的な対策を実施する。

□各施設におけるピークカット対策

施設	内容
九州歯科大学	可能な範囲での実験時間の変更
福岡女子大学	
福岡県立大学	
農業総合試験場	計測機器等の使用時間の変更
森林林業技術センター	
水産海洋技術センター	
県営公園	公園内噴水等修景施設の運転停止
浄化センター	汚水ポンプ・送風機・汚泥処理の運転時間の変更 換気設備の運転時間の削減
北九州勤労青少年文化センター	利用者の状況に応じた室内照明・外灯、空調機器稼働停止
福岡県工業技術センター	乾燥機など機械設備の使用時間帯の調整

(3) 事業者における取組み

○基本的な考え方

経済活動に支障のない範囲で実施できる節電メニューを示し、節電の定着を要請する。但し、被災された地域の需要家には、特に無理のない範囲での協力をお願いする。

「数値目標を伴わない節電」の目安としては、平成22年度の使用最大電力(kW)の値等を基準とし、九州電力管内の定着節電として見込まれている▲4.5%を参考値とする。

□オフィスビルでの節電メニュー

5つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	チェック
照明	執務室エリアの照明を半分程度間引きする。	8%	
	使用していないエリア(会議室、廊下等)は消灯を徹底する。	3%	
空調	テナントは空調のスイッチを切り、オーナーはビル全体が適切な温度になるように調整を行う等、適切な温度管理を行う。	4%*	
	使用していないエリアは空調を停止する。	1%未満	
OA機器	長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	2%	

※ 設定温度を3℃下げた場合

□卸・小売店での節電メニュー

4つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	チェック
照明	店舗の照明を半分程度間引きする。	10%	
	使用していないエリア(事務室、休憩室等)や不要な場所(看板、外部照明、駐車場)の消灯を徹底する。	3%	
空調	暖房を使用する必要がある場合、店舗の室内温度を19℃とする。	8%*	
冷凍冷蔵	業務用冷蔵庫の台数を限定、冷凍・冷蔵ショーケースの消灯、凝縮器の洗浄を行う。	1%	

※ 設定温度を3℃下げた場合

□食品スーパーでの節電メニュー

5つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	チェック
照明	店舗の照明を半分程度間引きする。	10%	
	使用していないエリア(事務室、休憩室等)や不要な場所(看板、外部照明、駐車場)の消灯を徹底する。	2%	
空調	暖房を使用する必要がある場合、店舗の室内温度を19℃とする。	1%未満*	
	使用していないエリア(事務室、休憩室等)は空調を停止する。	1%未満	
冷凍冷蔵	業務用冷凍・冷蔵庫の台数を限定、冷凍・冷蔵ショーケースの消灯、凝縮器の洗浄を行う。	6%	

※ 設定温度を3℃下げた場合

□医療機関での節電メニュー

5つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	チェック
照明	事務室の照明を半分程度間引きする。	3%	
	使用していないエリア（外来部門、診療部門の診療時間外）は消灯を徹底する。	3%	
空調	病棟、外来、診療部門（検査、手術室等）、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。	1%	
	使用していないエリア（外来、診療部門等の診療時間外）は空調を停止する。	1%未満	
	夕方以降はブラインド、カーテンを閉め、暖気を逃さないようにする。	1%未満	

□ホテル・旅館での節電メニュー

3つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	チェック
照明	客室以外のエリアの照明を半分程度間引きする。	14%	
空調	使用していないエリア（会議室、宴会場等）は空調を停止する。	1%	
	ロビー、廊下、事務室等の室内温度を19℃とする。	2%※	

※ 設定温度を3℃下げた場合

□飲食店での節電メニュー

3つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	チェック
照明	使用していないエリア（事務室等）や不要な場所（看板、外部照明等）の消灯を徹底し、客室の照明を半分程度間引きする。	10%	
空調	店舗の室内温度を19℃とする。	2%	
厨房	冷凍冷蔵庫の庫内は詰め込みすぎず、庫内の整理を行うとともに、温度調節等を実施する。	1%未満	

□学校（小中高）での節電メニュー

照明での基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	チェック
照明	教室、職員室、廊下の照明を間引きする。	15%※	
	点灯方法や使用場所を工夫しながら体育館の照明を1/4程度間引きする。	2%	

※ 約4割減の場合

□製造業での節電メニュー

製造業は業種ごとに電力使用の形態が大きく異なるため、各設備ごとの節電率を記載しています。

	機械・設備ごとの節電効果	チェック
生産設備の節電メニュー		
不要又は待機状態にある電気設備の電源オフ及びモーター等の回転機の空転防止を徹底する。	—	
電気炉、電気加熱装置の断熱を強化する。 (節電効果：保温施工の実施例)	7%	
ユーティリティ設備の節電メニュー		
使用側の圧力を見直すことによりコンプレッサの供給圧力を低減する。(節電効果：単機における0.1MPa低減時)	8%	
コンプレッサの吸気温度を低減する[設置場所の室温と外気温を見合わせる]。(節電効果：単機における吸気温度10℃低減時)	2%	
負荷に応じてコンプレッサ・ポンプ・ファンの台数制御を行う。(節電効果：コンプレッサ5台システムでピーク負荷60~80%の場合)	9%	
インバータ機能を持つポンプ・ファンの運転方法を見直す。(節電効果：弁の開閉状態の確認・調整によりインバータ機能を活用し全圧が80%となった場合)	15%	
冷凍機の冷水出口温度を高めめに設定し、ターボ冷凍機・ヒートポンプ等の動力を削減する。(節電効果：利用側の状況を確認しながら7℃→9℃へ変更した場合)	8%	

生産活動への実質的な影響が少ない一般設備を中心とした節電をお願いします。

一般設備（照明・空調）の節電メニュー			
照明	使用していないエリアは消灯を徹底する。	—	
	白熱灯を電球形蛍光ランプやLED照明に交換する。 (節電効果：白熱灯60W→①電球形蛍光ランプ、②LED照明、に交換した場合)	①76% ②85%	
空調	工場内の温度を19℃とする。 (節電効果：室内温度設定を3℃下げた場合)	27%	
	外気取入量を調整することで換気用動力や熱負荷を低減する。(節電効果：換気ファンの間欠運転または停止により30%導入量を低減した場合)	34%	

経済産業省「冬季の節電メニュー（事業者の皆様）（平成24年11月）」より引用

○事業者に対する周知等

- ・業界団体を通じ、「福岡県における冬季の節電への取組み」を事業者に周知する。
- ・「事業所で取り組む省エネ・節電のポイント」を記したチラシを作成し、業界団体や、県の事務所、市町村などを通じ、事業者に配布する。
 <問い合わせ先：県庁 環境保全課 地球温暖化対策係（092-643-3356）>
- ・県広報番組（テレビ・ラジオ）などの広報媒体を活用し、事業者に節電対策に関する各種情報を正確かつ速やかに提供する。

○事業者における節電の取組みに対する県の支援

【セミナーの開催】

- ・セミナーの開催により、効果の高い節電対策や事業者の取組事例等の情報提供を行う。

「省エネ講座」の日程

- 12月 5日 福岡県吉塚合同庁舎
(福岡市博多区吉塚本町 13-50)
- 12月 7日 福岡県小倉総合庁舎
(北九州市小倉北区城内 7-8)
- 12月 14日 福岡県久留米総合庁舎
(久留米市合川町 1642-1)
- 2月 期日・場所未定

<問い合わせ先：県庁環境保全課地球温暖化対策係 (092-643-3356) >

【相談対応及び専門家派遣】

- ・財団法人福岡県中小企業振興センター、福岡県中小企業団体中央会で県内事業者からの相談に対応する。

<問い合わせ先：財団法人福岡県中小企業振興センター (092-622-6680) >

<問い合わせ先：福岡県中小企業団体中央会 (092-622-8780) >

- ・一般財団法人九州環境管理協会で、節電に関する専門的な相談に対応する。

<問い合わせ先：一般財団法人九州環境管理協会 (092-662-0410) >

- ・事業者の求めに応じ、省エネの専門家を派遣しアドバイスを行う。

<問い合わせ先：一般財団法人九州環境管理協会 (092-662-0410) >

【省エネ機器や設備等の導入支援】

- ・省エネ設備、自家発電装置、高効率照明等の導入について低利融資等を行う。

○福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の概要

- ・融資限度額 : 4,000万円以内
- ・融資期間 : 10年以内
- ・利率 : 1.3%

<問い合わせ先：県庁 循環型社会推進課 リサイクル係 (092-643-3372) >

○小規模企業者等設備導入資金の概要

(設備資金貸付)

- ・貸付金額 : 25万円～6,000万円 (設備資金の1/2)
- ・貸付利率 : 無利息
- ・貸付期間 : 7年以内

(設備貸与)

- ・貸与額 : 100万円～8,000万円
- ・貸付利率 : 割賦販売 年 1.55%～3.05%
リース 年 1.343%～3.025%

- ・貸付期間 : 7年以内

<問い合わせ先：財団法人福岡県中小企業振興センター (092-622-6322) >

○長期経営安定資金の概要

- ・融資限度額 : 1億円以内
 - ・利率 : 5年以内 1.7%
: 5年以上 1.8% (平成24年4月1日現在)
 - ・保証料率 : 0.25%~1.77%
※保証料率については、福岡県信用保証協会の審査で決定されます。
 - ・融資期間 : 10年以内 (据置2年以内)
- <問い合わせ先: 県庁 中小企業経営金融課 金融係 (092-643-3424) >

- ・県庁ホームページを活用し、国の補助制度 (ビル等におけるエネルギー管理システム導入補助等)、に関する情報発信を行う。

【その他】

- ・環境認証 (エコアクション21) 取得の支援を行う。
<問い合わせ先: 県庁環境保全課地球温暖化対策係 (092-643-3356) >

(4) 県民 (家庭) における取組み

○基本的な考え方

家庭生活に支障のない範囲で実施できる節電メニューを示し、無理のない範囲での節電の定着を要請する。特に、家庭においては、夕方 (17時~20時) の時間帯に電力需要が高まる傾向にあることから、この特徴に配慮した節電の取組みをお願いする。

但し、被災された地域の方々、障害のある方々や高齢者の方々などには、それぞれの事情のもと、無理のない範囲で協力をお願いする。

「数値目標を伴わない節電」の目安としては、九州電力管内の定着節電として見込まれている平成22年度比▲4.5%を参考値とする。

□県民 (家庭) における節電メニュー例 (通常、エアコンを使用される家庭)

節電メニュー		節電効果 (削減率)	チェック
エアコン	重ね着などをして、室温20℃を心がける。	7%※1	
	窓には厚手のカーテンを掛ける。	1%	
照明	不要な照明をできるだけ消す。	4%	
テレビ	画面の輝度を下げる。	2%※2	
	必要な時以外は消す。		
冷蔵庫	冷蔵庫の設定を「弱」に変える。	1%	
	扉を開ける時間をできるだけ減らす。		
	食品をつめこまないようにする。		
ジャー炊飯器	早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊く。	1%	
	保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存する。		
温水洗浄便座 (瞬間式)	便座保温・温水の設定温度を下げる。	1%	
	不使用時はふたを閉める。	未滿	
待機電力	リモコンではなく、本体の主電源を切る。	1%	
	使わない機器はプラグを抜く。		

※1 エアコンの設定温度を2℃下げた場合

※2 標準→省エネモードに設定し、使用時間を2/3に減らした場合

□県民（家庭）における節電メニュー例（通常、ガス・石油ストーブ等を使用される家庭）

節電メニュー		節電効果 (削減率)	チェック
照明	不要な照明をできるだけ消す。	6%	
テレビ	画面の輝度を下げる。 必要な時以外は消す。	3%※	
冷蔵庫	冷蔵庫の設定を「弱」に変える。 扉を開ける時間をできるだけ減らす。 食品をつめこまないようにする。	2%	
ジャー炊飯器	早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊く。 保温機能は使用せずに、よく冷ましてから冷蔵庫に保存する。	2%	
温水洗浄便座 (瞬間式)	便座保温・温水の設定温度を下げる。 不使用時はふたを閉める。	1%	
待機電力	リモコンではなく、本体の主電源を切る。 使わない機器はプラグを抜く。	2%	

※ 標準→省エネモードに設定し、使用時間を2/3に減らした場合

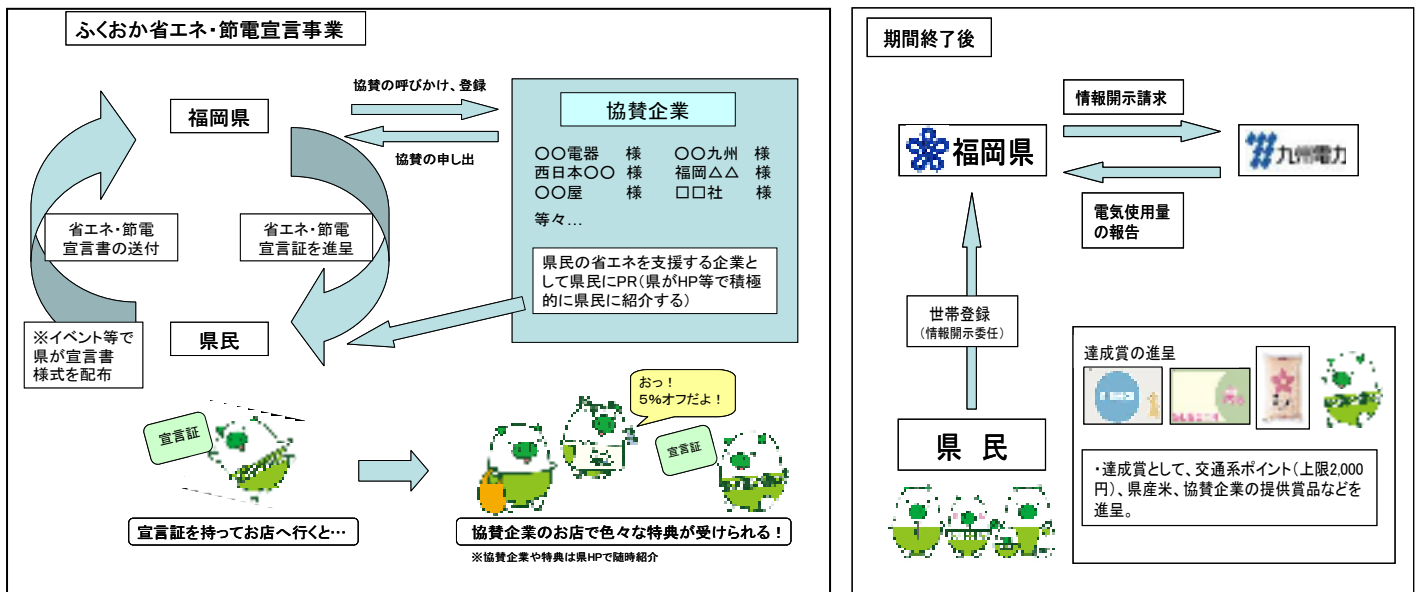
経済産業省「冬季の節電メニュー（ご家庭の皆様）（平成24年11月）」より引用

○ふくおか省エネ・節電県民運動の実施

（平成24年12月1日～平成25年3月31日）

今夏に引き続き、福岡県では、省エネ・節電に取り組むことを宣言した県民を、企業や行政が応援する「ふくおか省エネ・節電県民運動」を実施する。

<問い合わせ先：県庁環境保全課地球温暖化対策係（092-643-3356）>



○県民（家庭）に対する周知等

- ・県広報誌（福岡県だより）や県広報番組（テレビ・ラジオ）などの広報媒体を活用し、県民に「福岡県における冬季の節電への取組み」の周知を図るとともに、節電に関する各種情報を正確かつ速やかに提供する。
- ・「家庭で取り組む省エネ・節電のポイント」を記したチラシを作成し、県保健福祉環境事務所や市町村などで、県民に配布する。
 <問い合わせ先：県庁環境保全課地球温暖化対策係（092-643-3356）>
- ・地球温暖化防止活動推進員による環境学習会等を活用し、県民に対し節電手法等に関する普及啓発・アドバイスを実施する。
 <問い合わせ先：県庁環境保全課地球温暖化対策係（092-643-3356）>
- ・県政出前講座により、「ふくおか省エネ・節電県民運動」「住宅用太陽光発電を始めとした再生可能エネルギー」に関する周知・啓発を行う。
 <問い合わせ先：県庁県民情報広報課広聴係（092-643-3103）>
- ・県庁ホームページを活用し、国の補助制度（住宅用太陽光発電、民生用燃料電池（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電池等に対する補助制度）に関する情報発信を行う。
- ・福岡県地球温暖化防止活動推進センターにおいて、県民からの家庭における省エネルギー・節電相談に対応する。（相談料：無料）
 <問い合わせ先：福岡県地球温暖化防止活動推進センター（092-674-2360）>

（５）県民・事業者への速やかな情報提供

県の広報媒体及び県関係団体の広報媒体などを活用し、様々な機会を捉え、国、県、九州電力などが発信する節電対策に関する情報や支援策等を、県民・事業者に正確かつ速やかに提供する。

また、電力需給がひっ迫する場合には、県民、事業者に対し、情報提供を行い、更なる節電の協力を要請する。

□主な県広報媒体

広報媒体名		掲載予定等
福岡県だより (全戸配布広報紙)		1月号(12月15日～1月15日配布)に記事を掲載予定
グラフふくおか		冬号(12月20日発行)に記事を掲載予定
福岡県から のお知らせ	テレビ	12月から広報予定 RKB「ふくおか見聞録」(土曜 18:54～19:00) TNC「フレッシュ!ふくおか県」(日曜 8:55～9:00) TVQ「それ行け!ふくおか探検隊」 (金曜 20:54～21:00)
	ラジオ	12月から放送予定 FM福岡「福岡県だより」(月曜・木曜 9:30～9:35)
県庁ホームページ		節電・エネルギーの情報サイト <URL> http://www.pref.fukuoka.lg.jp/

□主な県広報媒体（続き）

広報媒体名	掲載予定等
ふくおかエコライフ 応援サイト	〈URL〉 http://www.ecofukuoka.jp/
県エネルギー総合情報 ポータルサイト「ふくお かのエネルギー」	〈URL〉 http://www.f-energy.jp/
メールマガジン 「めるふく」	12月から広報予定

（6）市町村及び県関係団体と連携した取組みの推進

- ・市町村及び関係団体に「福岡県における冬季の節電への取組み」の周知を図り、県の取組みを参考にした節電対策を促し、県と連携した取組みを推進する。
- ・節電に関する各種情報を正確かつ速やかに提供し、市町村・関係団体自らが率先して節電の取組みを推進することや、市町村民や関係事業者に対し各種情報を周知することを要請し、県全域における取組みとしての実効性を高める。

（7）電力供給力確保に向けた取組み

○県自らによる供給力確保対策

- ・県企業局が運営する水力発電所及び県が出資する大牟田リサイクル発電（株）が運営するRDF（ごみ固形化燃料）発電からの電力供給の確保に努める。

○市町村運営のごみ発電施設への協力要請

- ・可能な範囲で電力需要等に応じた発電実施を要請する。
- ・対応可能な範囲でメンテナンス実施時期変更を要請する。

本資料（福岡県における冬季の節電への取組み）に関する問い合わせ先

福岡県緊急節電対策本部事務局

（福岡県企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室）

☎092-643-3148